

医療機能分化・連携支援事業（回復期機能転換施設整備助成）費補助金交付要綱

（通則）

第1条 医療機能分化・連携支援事業（回復期機能転換施設整備助成）費補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、地域医療構想において更なる充実が必要とされる回復期病床の整備に要する経費の一部を補助し、病床の機能の分化を推進することにより、地域医療構想に沿った医療提供体制の実現を図ることを目的とする。

（交付の相手方）

第3条 この補助金の交付の相手方は、栃木県内の病院又は診療所であって一般病床又は療養病床を有するものの開設者とする。ただし、県が設置する病院の開設者その他知事が定める者を除く。

（交付の対象事業）

第4条 この補助金は、病床の機能を高度急性期、急性期又は慢性期から回復期へ転換するために行う施設の整備事業を交付の対象とする。

（交付額の算出方法）

第5条 この補助金は、次により算出された額を、県の予算の範囲内で交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1 対象経費	2 基準額
工事費又は工事請負費。ただし、次に掲げる費用を除く。 ア 土地の取得又は整地に要する費用 イ 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用 ウ 設計その他工事に伴う事務に要する費用 エ 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用 オ その他の整備費として適当と認められない費用	回復期機能へ転換する病床1床当たり12,100千円（上限60床）

（交付の条件）

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 第4条に規定する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

(4)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5)事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 実施主体が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算と決算の関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 実施主体が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(6)補助事業により取得した価格が50万円（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円）以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(7)知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8)補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(9)補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(10)この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(11)補助事業により回復期機能へ転換を行った病棟については、事業完了後以降の病床機能報告において回復期機能を担う病床と報告しなければならない。

2 補助事業を行う者が前項各号の条件に違反した場合は、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（軽微な変更）

第7条 前条にいう軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

(1)20パーセント以上の事業費の変更をすること。

(2)事業主体を変更すること。

(3)事業種目を変更し、又は廃止すること。

（申請手続）

第8条 この補助金の交付の申請は、別記様式第1号による交付申請書に別に定める書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

第9条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合は、別記様式第2号による変更交付申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第 10 条 この補助金の状況報告は、別記様式第 3 号による状況報告書に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(実績報告)

第 11 条 この補助金の実績報告は、別記様式第 4 号による実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日）から起算して 1 月を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 この補助金の交付の請求は、別記様式第 5 号による請求書に交付すべき補助金の額の確定通知書の写しを添付して、知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(消費税等仕入控除税額報告)

第 13 条 第 6 条第 1 項第 9 号の規定による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合の報告は、別記様式第 6 号による報告書に関係書類を添えて、知事に提出して行うものとする。

(その他)

第 14 条 特別の事情により、第 9 条から前条までに定める手続によることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成 30(2018)年度分から平成 31(2019)年度分までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和 2(2020)年度分から令和 7(2025)年度分までの補助金について適用する。